

東京大学国際産学連携推進ポリシー

平成19年9月6日
役員会承認

1. 目的

東京大学は、世界の知の頂点を目指し時代の先頭に立つ大学として、世界の公共性に奉仕しつつ、日本国民からの付託に応えて日本社会に寄与することをその役割と自認している。そしてその役割を果たすため、国籍、民族、言語等のあらゆる境を越えた人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉、人類と自然との共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡のとれた持続的発展等に、その教育・研究を通じて貢献を志してきた。

21世紀に入り、とりわけ平成16年の国立大学法人化以降、このような東京大学を取り巻く環境は大きく変化しつつある。知があらゆる領域で決定的な意味をもつ社会の到来を迎え、大学外における価値を創造する場との地球規模での連携は、大学における教育・研究の発展にますます大きな意味をもちつつある。このような観点から、東京大学は、世界に向かって自らを開くことが従前以上に社会から要請されていると考えており、国内外の法令や国際間の条約等による制約や、海外への技術流出に対する懸念等に十分留意しつつも、基本的には本学の研究成果を国際社会に広く還元することを目指して、大学と産業界・社会との双方向的な連携を世界レベルで推進していかなければならない。

このような背景から、東京大学は、産学連携の国際的な推進体制の整備を行う必要性を認識し、東京大学憲章（平成15年3月制定）、社会連携推進委員会産学連携推進ワーキンググループ最終報告（平成15年3月全学合意）、東京大学知的財産ポリシー（平成16年2月制定、同年9月改訂）を踏まえた上で、東京大学国際産学連携推進ポリシーを策定し学内外に明らかにするものである。

2. 国際産学連携推進の基本要件

国際的な産学連携を推進するためには、その成否を左右するいくつかの基本要件がある。東京大学は、その具備すべき基本要件の獲得を最優先課題として取り組んでいく。国際産学連携が成立するためには、世界へ向けた情報発信機能の強化を含め国際的なリエゾン体制の構築が不可欠であり、海外特許出願等に対する国際的な視点に立った大学帰属知的財産の取扱いの明確な方針の策定や、それらに伴って求められる国際法務機能の整備・強化、さらには国際産学連携を実務面で推進することができる人材の確保・育成が喫緊の課題として認識される必要がある。

多岐に亘る研究分野において極めて優れた研究ポテンシャルを有する東京大学の国際的な産学連携の推進にあっては、これまで以上にその優れた研究成果を世界へ向けて効

率的かつ効果的に情報発信して行くこと、さらには海外企業・研究機関（以下「海外企業等」という。）における研究開発動向等の調査・分析を通して、世界が東京大学に何を求めているかを知ることが重要となる。すなわち東京大学と海外企業等との双方向の情報交換、及びその前提となる国際的な人的交流の推進が肝要となる。

同時に、国際的な学術研究推進、産業発展等の視点から、多岐に亘る研究領域の中から、東京大学が真に取り組むべき研究課題を厳選しつつ国際的な研究協力を推進して行かなければならない。

このような基本認識に立って、東京大学は以下の諸点に留意して国際産学連携を推進していく所存である。

世界水準にある研究分野において、今後、東京大学がイニシアティブを取ることが期待できる優れた研究成果を創造し、世界へ向けて積極的に情報発信していく。

国際共同研究、国際受託研究の単なる拡大を目指すのではなく、東京大学として本当に有益な国際連携とは何かという観点から、真に取り組むべき研究課題と、東京大学のパートナーとして最も相応しい海外企業等を厳選して産学連携を推進する。海外からの東京大学への要請に応えるため、従来、個々の教員自身が個別に対応してきた国際共同研究、国際受託研究案件について、大学が組織として対応できるような体制を構築する。

国内企業の研究投資が海外研究機関に向いている大きな要因の一つとされている研究推進マネジメント、研究サポート体制の整備について、我が国の国立大学の事業環境を十分踏まえた上で最適な方策を検討確立する。

国際的な産学連携活動を推進する体制整備とともに、それに対応できる質の高い専門人材を確保・育成する。

3. 国際リエゾン体制の構築と情報発信の強化

国内における共同研究、受託研究等の産学連携推進のために設計された仕組みの有効性を国際化に向けて検証することが求められている。その上で、知的財産の取り扱いを含めて、国際的な産学連携の新しい仕組みを構築する。同時に、国際的に競争力のある成果を創出するため、効果的な研究推進マネジメント、研究サポート体制を整備する。

国際産学連携推進に向けて、東京大学の持つ海外拠点ネットワークを積極的に活用する。具体的には、産学連携本部、国際連携本部等が互いに協力し、海外拠点の活用を通じて海外研究機関との連携を強化し、国際共同研究、国際受託研究等の活性化、ひいては海外企業等を対象とした国際産学連携のリエゾン活動を行う。また、海外企業等との相互人事交流を活発化する。合わせて海外向けの広報活動を充実、強化する。

4. 海外特許出願・権利化・活用の推進

国際的な産学連携の推進には、近年の科学・技術、産業・企業活動等のグローバル化

を反映し、海外への特許出願等の検討がますます重要性を帯びつつある。

海外特許出願については、国内出願と同様に、公的資金等に支えられた研究機関としての成果を社会還元する手段として捉えるという見地から、将来の技術革新あるいは国際標準化等に資する基本特許となり得る発明については適切にこれを保護・活用していく必要がある。また、それぞれの研究成果が属する技術分野の特性等に応じて、我が国だけの実用化ではその価値が十分発揮されない発明、あるいはその実用化のためには国内市場だけではなく世界市場をも見据えることが必須な発明については、広く海外にも出願し技術移転を図ることにより当該研究成果の実用化を検討する。

具体的には、大学の本来の使命の一つである基礎的・基盤的な研究活動によって生み出された成果であって、かつ世界的なレベルで東京大学が先導し得る研究成果に関しては、比較的短期に実用化・活用の可能性が期待される発明だけでなく、長期的な視点で大学の知を広く社会に還元することを前提に、顕在的・潜在的な産業上・公益上のニーズが存在する国への特許出願・権利化・活用を戦略的に行っていくことを基本とする。

また、海外出願後の各種手続においては、各国における特許制度や実務の相違点等、発明が属する技術分野の特性・技術動向および市場動向、TLOによる技術移転活動状況等を踏まえ、権利維持の要否につき、随時見直すことにより、効率的な管理・運用を行う。

5. 国際法務機能の強化

今後、大学研究者の国際的な研究の機会は増加し、同時に研究成果である知的財産の海外展開も含めた産学連携機会が拡大していく。このため、多様な研究スキームに応じた英文共同研究契約書等関連英文資料及び海外企業等との研究契約締結手続に関する英文ガイドラインの整備が不可欠となる。また、海外企業等との交渉、入金及び税務等の事務手続等を円滑に処理する学内体制を整備する。

さらに、国際的な産学連携活動の拡大に伴って、これに関連する紛争に大学が巻き込まれる可能性がある。このような状況を想定し、紛争を事前に予防するための対策について検討する。東京大学における産学連携部門の法務機能として、産学連携関連の国際的な紛争予防対策能力を強化する。国際紛争リスク等を回避するためのマネジメントに十分注意を払い、将来の紛争を予防しつつ適切かつ円滑な研究を開始するため、国際法務的な観点から様々な英文契約等の審査を実施していく。

とくに、輸出管理規則等については、東京大学は、産学連携に係る各種法令や条約等を遵守するべく、学内研究者に対する教育啓発活動を継続的に行うと同時に、研究が円滑に行えるよう法務的な研究支援体制の充実を図る。

国際法務機能の強化については、契約交渉、契約書作成等において、海外を含めた弁護士、弁理士等の外部専門家を活用するとともに、これら外部からの専門家支援を効率的に受け得るための国際的ネットワーク体制も合わせて構築する。

6. 国際産学連携推進に向けた人材確保・育成と組織整備

国際的な産学連携推進には、そのための最適な組織体制の構築と実務を効率よく遂行し得る高質な専門人材の確保・育成が前提となるのは言うまでもない。

ここで求められる国際的な産学連携の現場で活躍する専門人材とは、具体的には、国際共同研究、国際受託研究の受入に係る契約等の業務や、国際知財法務に係る交渉業務、更にはリエゾン活動、研究推進マネジメント、研究サポートに係る各業務等について適切に対応できる人材である。

東京大学は、これら国際産学連携推進のための人材確保には、国際対応に精通した外部を含めた専門人材を積極的に登用することが必要であると考えます。同時に、将来を見据えた組織体制の継続性や連続性を考慮するならば、体制強化の過程で国際産学連携推進に携わることとなる内部人材の教育・育成も不可欠である。

大学における国際産学連携専門人材としての資質は、極めて高い専門的知識と、企業とは異なる大学の社会的使命への理解という 2 つの要素をバランスよく吸収し、その上で状況に応じた的確な判断を下す能力が要求される。また、大学が雇用する人材の確保・育成という観点だけでなく、各分野に精通した外部専門家とのネットワークの確保についても長期的な視点から推進していく。